

指定短期入所生活介護事業所  
(指定介護予防短期入所生活介護事業所)

ショートステイ 野の花

運 営 規 程

医療法人社団 二三会

# ショートステイ 野の花 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人二三会が開設する「ショートステイ野の花」(以下「事業所」という)が行う指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所の従事者が、要介護状態〔介護予防にあたっては要支援状態〕にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各ユニットの従業者は、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を把握し、コミュニケーションを図りながら生活機能の低下予防・維持・向上を目的とした適切な支援に努める。また、利用者が相互に社会的関係と人間的関係を築く事ができるよう、環境と状況を把握し信頼関係が醸成されるよう努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 ショートステイ 野の花
- (2) 所在地 下松市瑞穂町2丁目21番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 医 師 1名(常勤兼務)  
利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- (2) 管理者 1名(常勤兼務)  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (3) 生活相談員 4名(常勤兼務3名、非常勤兼務1名)  
利用者および家族等かれの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

(4) 介護職員 13名（常勤2名、常勤兼務5名、非常勤6名）

利用者の入浴、食事、排泄等の介助及び援助を行う。

(5) 看護師 2名（常勤兼務2名）

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(6) 機能訓練指導員 2名（常勤兼務2名）

日常生活を営むことにおいて身体機能の減退を防止する訓練を行う。

(7) 栄養士 1名（非常勤兼務1名）

給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

(8) 調理員その他の従業者 実情に応じた適当数

（利用定員）

第6条 利用定員は20名とする。ユニット数は2ユニット、ユニットごとの入所定員は10名とする。

（事業の内容）

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次の通りとする。

(1) 生活指導（相談援助等）

(2) 機能訓練（日常動作訓練）

(3) 介護サービス

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎

(6) 給食サービス

(7) 入浴サービス

(8) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護サービスが法定代理受領であるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 送迎費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

（事業所から片道概ね20km未満：400円 20km以上：600円）

(2) 理美容師による理美容代（実費）

(3) 居住費（居室：1日当たり 2,066円）

(4) 食費（朝食 550円・昼食 700円・夕食 700円）

(5) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担すべき費用は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受ける事とする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の事業実施地域は、下松市、周南市の一部（旧徳山市・旧熊毛町）、光市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の利用にあたっての留意事項は次の通りとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- (2) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしない事
- (3) 宗教活動・政治活動や販売活動はおこなわない事
- (4) ペットの持込や、飼育はしない事
- (5) 重大な財産や貴重品の持ち込みはしない事
- (6) その他管理上必要な指示に従う事

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、事業実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（記録の整備について）

第12条 事業者は、介護サービスの提供に関する記録書類を整備して、その完結の日から5年間適正に保存し、利用者から記録書類の要求があった場合は、文書交付等の適切な方法で利用者に情報提供を行う。

（非常災害対策）

第13条 事業者は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2 防災訓練計画により年2回の訓練実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該

利用者の家族、介護支援専門員及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応として、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従事者に対する研修を定期的に行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催とともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
  - (4) 成年後見制度の利用促進
  - (5) 苦情解決体制の整備
  - (6) 前 4 項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

(業務継続計画（BCP）の策定等)

第 16 条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第 17 条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつ

つ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(オンラインツール等を活用した会議の開催)

第 18 条 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意する。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団二三会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。